

放射線治療を受けられる患者さんへ

11月1日より当病院の施設基準の適合に伴い、放射線治療に関わる診療点数が改定され、患者負担額が変更になりました。

対象項目

高エネルギー放射線治療	1門照射又は対向2門照射
	非対向2門照射又は3門照射
	4門以上の照射、運動、原体照射

平成16年5月1日 新病院開院後、放射線治療におきましては厚生労働省の指示により、負担額を3割減額しておりました。

この度11月1日より6ヶ月が経過し減額期間が終了しましたので、規定の金額をいただくことになりました。みなさまのご理解とご協力をお願いいたします。

平成16年11月